

改正 平成18年4月1日

平成21年4月1日

1 目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者を、家庭において介護する家族を、日常の介護から一時的に解放し、長期介護による心身の疲労を軽減させ、気分を新たに介護に取り組めるようにするとともに、同じ在宅介護を行っている者同士が、互いに抱えている問題や経験を話し合う場を設けることによって介護者の元気回復を図る事を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、八王子市とする。

3 対象者

この事業の対象者は、次のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市で定める一定期間、施設介護サービスを受けていない被保険者の家族。
- (2) その他、市で定めた被保険者の家族。

4 実施事業内容

(1) 計画

市は事業の計画を本事業の目的をふまえて検討し、決定した後、広報「はちおうじ」等を通して市民に周知する。

(2) 募集方法および対象者の決定

申込を受付けた中から、審査をしたうえで、参加決定（不決定）通知を本人に送付する。

(3) 実施

年1回とする。ただし、必要に応じて回数を増やし、あるいは減じることができる。

5 参加費用

事業への参加にあたっては対象者から費用の一部を徴収することができる。

附 則

この要綱は、平成12年9月25日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より適用する。